

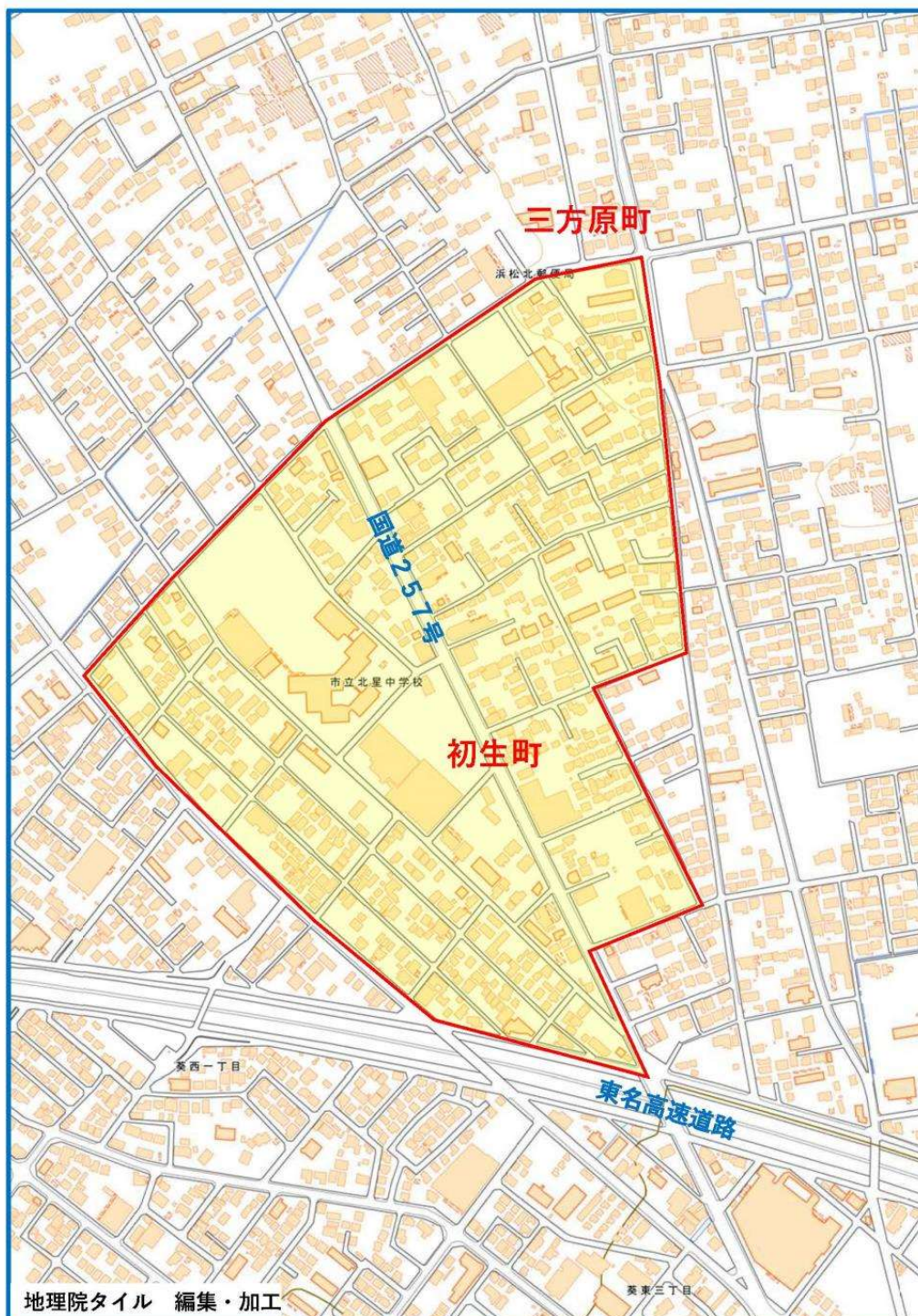
法務局地図作成事業について（お知らせ）

静岡地方法務局では、下記の作業対象地域において、精度の高い測量成果に基づき、現地を復元できる地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することとなりました。

つきましては、今後、この作業の目的を御理解いただき、御協力いただきますよう、お願いします。

作業対象地域

浜松市中央区初生町などの一部



地図を作成する目的

登記所備付地図は、土地に関する取引などをする場合に必要で、一筆ごとの土地の位置・形状を示す基本的な資料となります。ところが、現在、法務局に備え付けられている地図（公図）は、明治時代に作成されたものが多いため、測量の精度が低く、地図と現地の形状が一致しなかったり、土地の筆界（境界）や面積が正確でなかったりするものもあります。そのため、当該地域の土地・建物の売買などの不動産取引が円滑に進まないなどの問題が生じています。

そこで、静岡地方法務局では、これらの問題を解決するため、土地の一筆ごとの筆界を確認し、精度の高い測量成果に基づき、現地を復元できる地図を作成することとしました。

地図作成の効果

- 1 国家基準点に基づいた精度の高い測量成果により作成された地図によって土地の位置・区画を特定することができるため、災害等で境界標識が不明確となっても、現地を復元することができ、災害復旧を迅速に行うことができます。とともに、隣地との筆界に関する争いを未然に防ぐことができます。
- 2 土地の位置や筆界が明確になることで、土地の取引などが円滑に進み、経済活動が活発になります。
- 3 道路整備・上下水道工事など公共事業の促進が期待できます。

土地所有者の皆様へお願い

- 1 既存の境界杭や基準点標識などは、測量の基礎となるものですから絶対に動かさないでください。
- 2 土地の所有者の皆様には、境界確認の立会いをお願いします。立ち会っていただく日時は、事前にお知らせします。
- 3 土地境界については、可能な限り事前に位置を確かめておいてください。
- 4 境界確認や測量などのために、皆様の所有地に立ち入らせていただくことがありますので御了承ください。

お問合せ・連絡先

静岡市葵区追手町9番50号

静岡地方法務局不動産登記部門地図整備室

電話 054-254-3555（音声ガイダンス3番→4番）

業務時間 午前9時00分～午後5時00分（土日祝日、年末年始を除く。）

地図作成作業の流れ

作業期間【2026年9月～2028年3月】

① 基準点設置作業および道路境界等の事前調査（2026年10月～2027年3月）

土地を測量するための基準となる点（基準点・右の写真）を区域内の道路などに設置する作業を実施します。また、民有地と道路などの筆界調査を実施します。



② 筆界確認作業のための準備作業（2026年9月～2027年2月）

土地所有者の氏名・住所などの調査を実施します。

③ 一筆地調査（いっぴつちちょうさ）（2027年4月～8月頃）

土地所有者又は代理人の方に、所有する土地の現地立会いをしていただき、一つの土地ごとにその筆界や地目などを調査します。

④ 一筆地測量（いっぴつちそくりょう）（2027年7月～11月頃）

上記3の一筆地調査で確認した土地の筆界の測量を実施します。

⑤ 面積計算・地図作成（2027年8月～12月頃）

測量終了後、一つの土地ごとの面積を計算するとともに、土地の位置や形状を図示した地図（縮尺500分の1）を作成します。

⑥ 縦覧（2028年1月下旬頃）

縦覧案内を測量の成果（測量図面）とともに土地所有者に送付します。土地所有者が主張した点（筆界）を図化したものや土地の面積などを記載した帳票（地積等調査一覧表）を一定期間ご覧いただき、もし誤りなどがあれば、申し出ていただきます。

⑦ 職権登記（2028年3月～）

調査・測量した結果を、登記記録に登録します。新しい地図（縮尺500分の1）及び地積測量図の作成・登録をします。

【作業機関】

一般社団法人中央公共嘱託登記土地家屋調査士協会
（現地で作業する際は腕章を着用しています。）